

平成28年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市新杉田地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

- 平成27年3月での杉田地域の人口は、約23,650人(昨年約23,600人)で高齢化率は26.0%(昨年25.2%)でした。特に丘の上の住宅地で高齢化が進んでいて、杉田7丁目では38.3%(昨年36.6%)、杉田8丁目では33.0%(昨年33.0%)と深刻化しています。また、一人暮らし高齢者世帯と高齢の夫婦だけで暮らしている世帯総数についても、新杉田町で高齢者人口の67.4%、杉田8丁目では54.5%と高くなっています。在宅で安心して暮らし続けられる街づくりの推進が急がれます。
- 杉田地域は、磯子産業道路の東側は埋め立て地で住宅の少ない大きな工場地帯の海側と、16号線を境に商店街、住宅が密集していて平坦な地域は少なく丘陵地や急傾斜地に住居が多い地域です。この地形が高齢者にとって住み慣れた地域で安心した生活を継続させることを困難にしています。
- 大規模開発や大型マンションの建築などにより、子育て世代の新規流入もあり、高齢者と、子育てに関する支援を求める世代の混在が進んでいますが、これらの世代間の交流などには、まだ大きな課題があると考えられます。
- 地域福祉保健計画の推進力となる自治会町内会も、核となる役員の交代などにより、推進力が高まりにくい現状もあり、地域特性に合わせた支援をしていく必要があります。また、担い手の高齢化も進んでおり、担い手の発掘、育成は喫緊の課題であります。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

- 施設の建築物や設備について、関係業者に委託するだけでなく、法人の設備担当職員と連携しながら定期的に適切な保守点検及び管理を行います。
- 必要な備品等も増えてきました。安全性や費用対効果などに着目し、その優先順位を区とも協議し、修繕や備品の更新を行います。

イ 効率的な運営への取組について

- 運営方針に則り、安心・安全でご利用者の立場に立ったサービスを提供するとともに、サービスの質の向上と効果的な運営を目指します。
- 小破修繕については、法人の設備管理担当職員が必要部品を購入した上で直接修繕を行い、担当職員の手に残る修繕に関してのみ、外部の業者に委託を行います。
- 大規模な設備更新や修繕の際には、導入のコストだけでなく、ランニングコストや環境への影響なども考え、区と協議の上で実施します。

ウ 苦情受付体制について

- ご利用者やその家族からの苦情の申し立てには、迅速かつ適切に対応する窓口として、苦情受付担当者や、苦情解決のための責任者を置いて対応してまいります。
- 介護保険事業については、苦情受付窓口と苦情解決責任者、第三者委員、磯子区介護保険相談窓口、神奈川県国民健康保険団体連絡会や横浜市福祉調整委員会、福祉サービス運営適正化委員会、よこはま市民施設ご意見ダイヤルの連絡電話番号を重要事項説明書に記載するとともに、契約時にご利用者やご家族にわかりやすく説明するように心がけます。
- 運営法人の定める苦情解決事業規程により、年 1 回苦情解決事業報告会を開催し、第三者委員を交えて、法人内の施設に寄せられた苦情内容やその対応方法などについて協議し、より適切な対応方法などについて検討します。
- ケアプラザ各事業で、ご利用者アンケートの実施や、フロアに「ご意見箱」を設置することにより、苦情の申し立てしやすい環境づくりに取り組み、サービス向上に繋がります。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- 防犯対策については、特に人手が少なくなる夜間や休日の時間帯に 2 名以上の職員体制になるように勤務の調整を行ってまいります。
- 施設利用者に対する入館バッチの携行についてご協力いただき、不特定多数の駅利用者の流入や、不審者の侵入が無いように、受付近辺や送迎車駐車場の防犯カメラの設置で防犯に努め、より安全な運営参ります。
- 津波緊急避難場所や特別緊急避難場所として、作成したマニュアルを基に市や区の協力要請に応じた体制を可能な限り構築し、市や区と連携しながら状況に応じた対応に努めます。
- 災害時の応急備蓄物資について、適切に更新し管理します。
- 火災等の発生時の体制整備は、JR・JR 新杉田駅ビル(ビーンズ新杉田)・新都市交通と連携した 4 者合同防災訓練を、年 2 回開催し、緊急時に備えます。

オ 事故防止への取組について

- 安全衛生委員会を中心に毎月重点目標を設定、各職場で取り組みます。
- ヒヤリハット発生時には、朝礼や昼礼、終業時に日常的に報告しあい、情報共有を行うことで、事故ゼロを目指します。
- デイサービス送迎時の車両事故に関しても、年間の車両安全カレンダーを作成、職員控室に掲示し毎日チェックすることで、無事故継続への意識向上に努めます。
- ご利用者の体調急変に対応できるよう、磯子消防署のご協力をいただき、職員を対象とした、AED 及び心肺蘇生法の研修会を開催します。また、事故防止やリスクマネジメントに関する外部研修への職員派遣を計画します。
- 法人内の業務の改善提案や、素晴らしい取り組みについて職員が相互にたたえあうグッドジョブ制度を活用し、改善提案の情報共有等を行います。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- 運営法人の定める「個人情報保護規程」に基づき、個人情報の保護管理にあたり、個人情報流出事故は0件を目指します。
- 半期で契約を更新する非常勤職員に対して、雇用契約書の書面上に個人情報保護に関する誓約書を併記し、定期的な意識啓発を行います。また、職員を対象とし内部研修を行うほか、個人情報保護についての最近の傾向や事例を報告します。
- 個人情報の流出対策として、ダブルチェックの徹底やチェックシートの活用、紙の色を変え、名前をわかりやすい記入方法に変えることで複数の書類の混入防止策など、具体的な対策を検討し、個人情報の流出を未然に防ぐ工夫を行います。

キ 情報公開への取組について

- 法人ホームページを有効活用し、広報誌や新規自主事業などの募集などを掲載し、最新の情報提供に努めます。また、事業計画や事業報告、個人情報保護の取り組みや、苦情対応についても公開します。
- 施設見学については随時受け付け、施設利用者やそのご家族、担当ケアマネジャーの見学対応を行っています。この他にも地域の方々や運営法人の関連団体によるケアプラザ見学のご希望にも積極的に応え、開かれた福祉施設を目指します。
- ケアプラザの窓口相談で、デイサービス等の介護保険事業所のイメージがつかない方に対しては、積極的に施設の見学を促し、理解を深めていただくよう努めます。

ク 人権啓発への取組について

- 法人職員による新任職員研修において人権啓発（利用者、相談者等の権利擁護、虐待防止等）研修を実施します。
- 職員人権啓発研修を計画的に実施し、職員の人権に関する理解と認識を深め、人権感覚の研鑽に努めます。
- 人権啓発関連の外部研修を受講した職員が法人内のイントラネットを活用して報告、周知することにより、職員間での情報共有を図っていきます。
- 人権尊重の大切さを訴えるポスター等をケアプラザ内と共通通路壁面にある掲示板に掲出します。
- 「認知症支援事業」及び「磯子区徘徊高齢者あんしんネットワーク事業」を広く市民の皆様に理解していただけるよう、リーフレットの配布をすすめます。
- 高齢者虐待が疑わしいケースについて区役所、介護保険サービス事業所等の関係機関と連携して早期に相談があがってきやすい仕組みの構築に努めます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

- ゴミの分別を徹底したり、ミスコピーを減らし裏紙の再使用を促したりすることで、ゴミ削減と再利用の推進に取り組みます。
- 館内の冷暖房は、設定温度を夏は27度、冬は20度とすることをご利用者にもご理解いただける様、各部屋の温度調節コントローラ一部分に目標温度を掲示します。また、夜間や日中の時間帯でも廊下も含め館内の電気をこまめに落とし、OA機器の省電力対応などの節電にも積極的に取り組みます。
- ご利用者宅への訪問等は、車両の使用は極力避け、公共交通機関や自転車などを使用して訪問活動を行います。
- 施設周辺には庭等はほとんどないため、施設と駅を連結する共通通路において花の植栽などを行い、緑化の推進にも取り組みます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

保健師(看護師)	1	人
社会福祉士	2	人
主任ケアマネジャー	1	人
予防プランナー	3	人

《目標》

- ご利用者の意思を尊重し、自立した日常生活と、及びそのご家族の負担軽減を目標に、ご利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じたプランの作成・サービスの提供ができるよう取り組みます
- プランの作成にあたっては、必要に応じてご利用者宅を訪問し、モニタリングを実施します。
- 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要支援の状態の軽減、もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。

《実費負担》

- ご利用者による実費負担はありません

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 自治会・町内会や民生委員と綿密な連携により、インフォーマルサービスの情報を豊富に把握しており、地域の中で介護予防ができるようプラン作成に活かします。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
160	160	160	160	160	160
10月	11月	12月	1月	2月	3月
160	160	160	160	160	160

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者	1 人
ケアマネジャー	4 人

《目標》

- ご利用者の選択に基づき、その心身の状況や置かれている環境に応じて、適切な福祉・保健・医療のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- サービス提供にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に実施します。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、適切な方法によりアセスメントの実施や家庭訪問、ケアプラン実施状況のモニタリング、サービス担当者会議の開催等を定期的に行ない、適切なサービスの提供を心がけます。
- 求められるケアマネジャーの責務をよく理解し、絶えざる研鑽を行い質の高いケアプランの作成を目指します。
- 地域ケア会議への積極的な参加とケース担当医師との連携強化を図ります。

《実費負担》

- ご利用者による実費負担はありません

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 地域福祉拠点である地域ケアプラザの居宅介護支援事業所として、地域包括支援センター併設の利点を生かし、行政機関とも連携し、困難ケースへの対応等も行います。
- 磯子区からの委託により、要介護認定訪問調査の常務を受託し、年間最大で50件の訪問調査を行います。

《利用者目標》

➢ 地域包括支援センターからの予防プランの委託件数は除く 【単位：人】

4月□	5月	6月	7月	8月	9月□
113	113	113	113	113	113
10月	11月	12月	1月	2月	3月
113	113	113	113	113	113

● 通所介護事業

【7時間 デイサービス】

《提供するサービス内容》

- | | |
|-------------|---------------|
| ● アセスメントの作成 | ● 通所介護計画の作成 |
| ● 生活相談 | ● 介護サービス |
| ● 健康状態の確認 | ● 口腔機能向上 |
| ● 個別機能訓練 | ● 送迎 |
| ● 入浴 | ● 給食 |
| ● レクリエーション | ● 個別機能訓練計画書作成 |

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分

（要介護1）	703	円/日	
（要介護2）	830	円/日	
（要介護3）	962	円/日	
（要介護4）	1094	円/日	
（要介護5）	1226	円/日	
- 食費負担

	700	円/日	
--	-----	-----	--

※おやつ代 50円/日を含む
- 加算

（サービス提供体制強化加算Ⅱ）	6	円/日	
（個別機能訓練加算Ⅱ）	60	円/日	
（口腔機能向上加算）	160	円/日	（月2回まで）
（入浴介助加算）	64	円/日	
（介護職員処遇改善加算Ⅰ）	算出方法 1月につき+所定単位×40/1000		

《事業実施日数》 週 6 日（日・月・火・水・金・土）

《提供時間》 9：30 ～ 16：35

《職員体制》（介護予防通所介護事業と兼務）平成28年3月末日現在

管理者	1 人
生活相談員	4 人
看護職員	5 人
機能訓練指導員	5 人
介護職員	22 人
送迎車ドライバー	5 人

《目標》

- ご利用者の意思を尊重し、自立した日常生活とそのご家族の負担軽減を目標にご利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、通所介護サービスを提供します。
- 通所介護のサービス提供にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するように十分に配慮します。
- ご利用者の状況の変化などを的確に捉え、ご家族や担当ケアマネジャーとの連携を密にして、安心・安全なサービスの提供を心掛けます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 要介護状態の予防や、軽減のために、個別機能訓練、運動器機能向上のプログラムとして、パワーリハビリテーションの専門機材を導入しています。前年度は、介護予防通所介護事業とあわせて月平均で約477人のご利用者が利用されています。
- 季節感のあるプログラムや身体機能の維持・改善するようなプログラム、脳トレーニングなど工夫を凝らしたサービス提供をしています。
- 個別の能力に応じたレクリエーションを提供し、社会交流、心身機能の維持、向上に努めています。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
618	642	595	618	642	595
10月	11月	12月	1月	2月	3月
642	618	572	572	572	595

【3時間 デイサービス】

《提供するサービス内容》

- | | |
|-------------|---------------|
| ● アセスメントの作成 | ● 通所介護計画の作成 |
| ● 生活相談 | ● 介護サービス |
| ● 健康状態の確認 | ● 送迎 |
| ● 個別機能訓練 | ● レクリエーション |
| | ● 個別機能訓練計画書作成 |

《実費負担》

- 1割負担分

（要介護1）	407	円/日
（要介護2）	467	円/日
（要介護3）	528	円/日
（要介護4）	587	円/日
（要介護5）	648	円/日
- 加算

（サービス提供体制強化加算Ⅱ）	6	円/日
（個別機能訓練加算Ⅱ）	60	円/日
（介護職員処遇改善加算Ⅰ）	算出方法 1月につき+所定単位×40/1000	

《事業実施日数》 週 1 日(木曜日午前と午後)

《提供時間》 9:30 ~ 12:35
12:45 ~ 15:50

《職員体制》(介護予防通所介護事業と兼務) 平成28年3月末現在

管理者	1 人
生活相談員	4 人
看護職員	5 人

機能訓練指導員	5 人
介護職員	8 人
送迎車ドライバー	2 人

《目標》

- パワーリハビリテーションを中心に体力維持向上を目指し、また、往復約 60mの廊下で歩行練習や個別プログラムの提供をしていきます。
- 自立した生活支援の視点から隣接スーパーマーケットへの歩行訓練も兼ねた買い物支援のプログラムを提供していきます。
- ご利用者の状況の変化などを的確に捉え、ご家族や担当ケアマネジャーとの連携を密にして、安心・安全なサービスの提供を心掛けます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 要介護状態の予防や、軽減のために、個別機能訓練、運動器機能向上のプログラムとして、パワーリハビリテーションの専門機材を導入しています。前年度は、介護予防通所介護事業とあわせて月平均で約 477 人のご利用者が利用されています。
- 季節感のあるプログラムや身体機能の維持・改善するようなプログラム、脳トレーニングなど工夫を凝らしたサービス提供をしていきます。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月□	9 月
53	53	60	53	53	53
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
53	53	53	53	53	67

● 介護予防通所介護事業

【7時間 デイサービス】

《提供するサービス内容》

- | | |
|-------------|-----------------|
| ● アセスメントの作成 | ● 介護予防通所介護計画の作成 |
| ● 生活相談 | ● 介護サービス |
| ● 健康状態の確認 | ● 口腔機能向上 |
| ● 個別機能訓練 | ● 送迎 |
| ● 入浴 | ● 食事 |
| ● レクリエーション | ● 運動器機能向上計画書作成 |

《実費負担》

- 1割負担分

(要支援1)	1765	円/月
(要支援2)	3620	円/月
- 食費負担

	700	円/日
--	-----	-----

※おやつ代 50円/日を含む
- 加算

(サービス提供体制強化加算Ⅱ・要支援1)	26	円/月
(サービス提供体制強化加算Ⅱ・要支援2)	51	円/月
(運動器機能向上加算)	241	円/月
(口腔機能向上加算)	160	円/月
(生活機能向上グループ加算)	107	円/回
(介護職員処遇改善加算Ⅰ)	算出方法 1月につき+所定単位×40/1000	

《事業実施日数》 週 6 日(日・月・火・水・金・土)

《提供時間》 9:30 ~ 16:35

《職員体制》(通所介護事業と兼務)平成28年3月末現在

管理者	1 人
生活相談員	4 人
看護職員	5 人
機能訓練指導員	5 人
介護職員	22 人
送迎車ドライバー	5 人

《目標》

- ご利用者の意思を尊重し、自立した日常生活とそのご家族の負担軽減を目標にご利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、通所介護サービスを提供します。
- 通所介護のサービス提供にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するように十分に配慮します。
- ご利用者の状況の変化などを的確に捉え、ご家族や担当ケアマネジャーとの連携を密にして、安心・安全なサービスの提供を心掛けます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 要介護状態の予防や、軽減のために、個別機能訓練、運動器機能向上のプログラムとして、パワーリハビリテーションの専門機材を導入しています。前年度は、介護予防通所介護事業とあわせて月平均で約 477 人のご利用者が利用されています。
- 季節感のあるプログラムや身体機能の維持・改善するようなプログラム、脳トレーニングなど工夫を凝らしたサービス提供をしていきます。
- 個別の能力に応じたレクリエーションを提供し、社会交流、心身機能の維持、向上に努めていきます。

《利用者目標(延べ人数)》

【単位:人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
110	114	105	110	114	105
10月	11月	12月	1月	2月	3月
114	110	100	100	100	105

【3時間 デイサービス】

《提供するサービス内容》

- アセスメントの作成
- 生活相談
- 健康状態の確認
- 個別機能訓練
- 運動器機能向上計画書作成
- 通所介護計画の作成
- 介護サービス
- 送迎
- レクリエーション
- 生活機能向上グループ活動

《実費負担》

- 1割負担分
 - (要支援1) 1765 円/月
 - (要支援2) 3620 円/月
- 加算
 - (サービス提供体制強化加算Ⅱ・要支援1) 26 円/月
 - (サービス提供体制強化加算Ⅱ・要支援2) 51 円/月
 - (運動器機能向上加算) 241 円/月
 - (生活機能向上グループ活動加算) 107 円/月

《事業実施日数》 週 1 日(木曜日午前・午後)

《提供時間》 9:30 ~ 12:35
12:45 ~ 15:50

《職員体制》(通所介護事業と兼務)平成28年3月末現在

管理者 1 人
生活相談員 4 人
看護職員 5 人
機能訓練指導員 5 人

介護職員 8 人

送迎車ドライバー 1 人

《目標》

- パワーリハビリテーションを中心に体力維持向上を目指し、往復約 60mの廊下で歩行練習や個別プログラムの提供をしていきます。
- 自立した生活支援の視点から隣接スーパーマーケットへの歩行訓練も兼ねた買い物支援のプログラムを提供していきます。
- ご利用者の状況の変化などを的確に捉え、ご家族や担当ケアマネジャーとの連携を密にして、安心・安全なサービスの提供を心掛けます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 要介護状態の予防や、軽減のために、個別機能訓練、運動器機能向上のプログラムとして、パワーリハビリテーションの専門機材を導入しています。前年度は、介護予防通所介護事業とあわせて月平均で約 477 人のご利用者が利用されています。
- 季節感のあるプログラムや身体機能の維持・改善するようなプログラム、脳トレーニングなど工夫を凝らしたサービス提供をしていきます。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
91	91	102	91	91	91
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
91	91	91	91	91	113

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分（区と協議の上、策定して下さい。）

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・子ども・障害分野への対応）

- 高齢者・障害者・子育て支援等の福祉全般の相談について、ご利用者が求めている情報を適切に提供し、また福祉に関する政策制度や社会資源等の情報を常に把握し、適切な支援につなげます。
- 地域の相談機関（生活支援センター、地域活動ホーム、南部地域養育センター等）とも連携し、適切な相談事業を行います。
- 地域の自治会町内会の会議等に積極的に参加し、地域福祉のネットワークを構築しつつ、地域社会に埋もれているニーズや課題を見つけ出し、地域のインフォーマルサービスの掘り起こしも行います。
- ケアプラザの自主事業だけでなく地域の行事などに積極的に参加し、気軽に相談できる関係づくりや情報提供なども行います。
- 包括職員が訪問等の外出等の理由で不在の場合でも、きちんと相談対応ができる体制の強化を図っていきます。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

- 地域包括支援センター3職種及び地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの専門性を活かし、個別支援・地域支援を統合し、総合的な連携を図りながら支援を進めます。
- 地域包括支援センターが把握した課題をコーディネーターも含めて地域に伝え、地域でできる支援体制や啓発事業などへとつなげていきます。
- コーディネーターが把握している地域ニーズから、包括支援センターでの取組につなげていきます。
- ミーティングを定期的に行い、地域の課題やニーズに関する検討や情報共有を目指します。

3 職員体制・育成

- 常勤・非常勤の職員を、欠員なく適切に配置し、欠員が生じた際には、随時職員を採用し、適切に業務が遂行できるよう努めます。
- 半年ごとの人事考課にて、業務能力、自己研鑽や事業目標に対する取組や個人目標を設定、業務に対する姿勢等を評価し、職員一人一人の成長と、組織の改善・向上に努めていきます。
- 職員の資質向上を図るため、法人内の研修だけでなく積極的に外部の研修にも参加していきます。また、研修会へ参加するだけでなく、研修会への講師派遣なども積極的に行うことで、より高い職員資質の向上を目指します。
- 法人内のイントラネットを活用し、職員間の情報共有のツールとして活用するだけでなく、研修報告や業務改善の情報交換を行い、業務の効率化やモチベーションアップにつなげます。
- 研修やミーティングを通して利用者への適正な事業者情報の情報提供等の確認を行っていきます。

4 地域福祉のネットワーク構築

- 区、社協と連携し、月 1 回エリア会議を開き、地域の情報や課題を把握し、個別支援・地域支援につなげていきます。
- 地域包括ケア会議の開催に向け、地域や関係専門職を巻き込んだ体制を作っていきます。
- 連合町内会や民生委員等の地域福祉の核となる会合に積極的に参加し、それぞれの団体と連携関係を構築し、地域の中の見守りの必要な要援護者に対する見守りの協力体制を作り上げます。
- 単位自治会・町内会等と連携し、各種の福祉講座等を開催したり、各団体の開催する講座などにアドバイザーや講師として参加することで、地域住民の福祉に対する興味・関心を高め、適切な情報提供を行います。
- 地域福祉団体以外の地元商店街や企業、学校などと連携し、福祉の理解を高めるような講座の開催を検討し、福祉力の高い地域づくりを目指します。
- 地域全体で子育て支援ができるよう、区や他の関係機関と連携しながら、相談や交流事業、情報提供を行っていきます。
- 地域防災拠点会議、障害児者杉田エリア防災会議、障害児余暇支援連絡会、子育て支援連絡会などに出席、交流・情報共有を図りネットワーク構築強化します。

5 区行政との協働

- 誰もが幸せに暮らせるまちを目指して、区行政と協働し、第 3 期磯子区地域保健福祉計画の推進に取り組んでいきます。
- 磯子区区政運営方針の理解と協力
- 生活困窮者自立支援事業及び寄り添い型学習支援事業の推進に向けた協力をしていきます。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- 法人のホームページを積極的に活用し、地域交流部門の情報提供や貸会場案内を掲載します。
- 広報誌「まどか新聞」を年 4 回発行し、自主事業の紹介や様々な情報提供（健康情報や介護保険など）を行っていきます。
- 地域福祉の拠点としてのケアプラザを、より一層身近に感じて頂けるように地域の商店街、病院、薬局、銀行、企業などの地位の施設にご協力いただき、広報誌の配架をすすめます。
- 共通通路壁面に設置した大型掲示板に、自主事業のチラシや広報誌を掲示し、通行する地域住民に情報発信し、またチラシを気軽に持ち帰れるよう設置します。
- 杉田地区連長会、民生委員等の地域福祉に関する団体の会合や行事、地区社協会議、防災拠点会議、障害児者防災会議、障害児余暇支援連絡会、子育て支援連絡会等の会議に積極的に参加し、地域課題やニーズについての情報収集や意見交換に努めます。
- 小中高等学校との福祉教育への協力や商店街関係との交流・推進を図り、地域の課題点やニーズについての情報収集や意見交換を積極的に行います。
- 地域住民が身近な地域で参加でき交流が楽しめる事業を紹介できるような環境を整えます。
- ケアプラザ利用者のニーズや傾向を分析し、独自に事業報告書を年 1 回作成します。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- 貸会場の稼働率の向上を目指し、新たな貸会場に結びつくような自主事業の開催を目指します。(夜間利用率の向上をも目指し、夜間開催の自主事業についても検討します。)
- 発表会・講演会など、日頃の団体の活動の成果を披露する場を設けます。
- 福祉保健活動者に対する、スキルアップ講座(福祉・医療手話講座)などを開催します。

3 自主企画事業

- 地域福祉の推進や地域が抱える福祉的な課題に応じて、高齢者支援・子育て支援・障害者支援の各分野の自主事業を実施し、可能な範囲で自主活動化への働きかけを行います。
- ご利用者に対するアンケートを実施、そのニーズや要望・課題を把握し、事業内容に反映させます。
- 団塊世代の地域デビューなど、地域で活躍する男性の掘り起こしや育成をめざし、事業を展開していきます。
- 乳幼児を対象とした事業に対するニーズが高いことから、一昨年立ち上げた「育メン講座」をニーズに合わせて今年も開講します。
- 障害児者に関しての事業も、広報誌などを使って、積極的にアピールしていきます。
- 介護予防も兼ねたウォーキングや、ステップ体操などを取り入れた事業を展開していきます。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

- 法人とタイアップで開催する「ボランティア体験講座」で、地域住民等の受入を行い、気軽にボランティアを体験できる環境を提供しボランティアの育成を目指します。
- 「ヨコハマいきいきポイント」の啓発を行い、高齢者層のボランティア活動を推進します。
- ボランティア交流会を開催し、ボランティア同士の意見交換、スキルアップなどを行います。
- 区社協のボランティアセンターと連携を取り、必要に応じて相談者にボランティアに関する情報提供などを行います。
- 自治会・町内会にもボランティアを選別して派遣し、より良い関係を作っていきます。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

- 専門職として、より高度な知識や情報の取得の為に、外部会議や研修に積極的に参加し、ご利用者からの相談に対して、最新の知識や情報が提供できるように努めます。
- 相談内容に応じて、行政機関や地域の福祉保健活動団体と連携を取り、情報の提供や制度や事業へ結び付け、利用者 に 値する新たなネットワークの構築に結びつけます。相談後のフォローアップの必要なケースに関しては、継続的にフォローの訪問等を行います。
- 窓口対応だけでなく、自主事業や地域の自治会・町内会や民生委員などの福祉団体が主催する講座などに参加し、情報提供や個別の相談対応等も行います。
- 地域支援・個別支援のそれぞれの課題や情報を随時及び定期的な会議にて共有化を図ります。

地域包括支援ネットワークの構築

- 相談内容に応じながら、地域の様々な課題や状況を把握し、対応していくために医療機関や福祉・保健関係機関、地域団体とのネットワークの構築を図ります。
- 高齢者や障害がある人が、地域で自立した生活が継続できるように、その人の状況に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供ができ、地域での見守り体制づくりを行います。
- 地域のネットワークを構築する支援やネットワークとネットワークを繋ぐコーディネートを行います。
- 地域住民が身近な地域で参加でき交流が楽しめる事業を紹介できるような環境を整えます。
- 地域包括支援センターへの理解が深まるよう、地域の会合等への出席や関係機関等への訪問等を通じて、周知を図っていきます。

実態把握

- 地域の自治会町内会の役員や、民生委員・老人会などの福祉団体から、身近な福祉相談を持ちかけられる関係づくりを進め、地域のニーズ把握や、課題の分析を行います。
- 各種統計資料や、地域の情報などから担当圏域の情報を収集・分析し、地域の課題を検討します。
- 地域の中のインフォーマルサービスなどについてはコーディネーターと連携し、活動状況の把握や関係づくりを行っていきます。
- 地域づくりを推進していくために、区役所、区社協と協働で作成した自治会単位の地域アセスメントシートを適宜更新していきます。

2 権利擁護

権利擁護

- 地域の自治会・町内会等の講座・講習で成年後見制度に関する普及啓発活動を行い、民生委員や・自治会・町内会の役員等と連携を取りながら、成年後見制度の必要なケースについての掘り起こしを目指します。
- 権利侵害や虐待ケースの早期発見し、成年後見制度をはじめとする権利擁護事業や消費者保護に関する関連法制度を理解の上、迅速で適切な対応をします。また、近隣の機関と連携し、振り込め詐欺等を防止する取組を行っていきます。
- 区役所・区社協(あんしんセンター)、医療機関、行政書士・司法書士等と連携をとり、必要に応じてカンファレンスを開催し、適切な対応を目指します。
- 区長申立てが必要なケースについて、アセスメントに基づき区役所等につなげます。
- 老い支度の普及・啓発のための講座を開催します。また、地域に出向き様々な機会、磯子区版エンディングノートの効果的な活用についての普及・啓発活動を積極的に行います。

高齢者虐待

- 高齢者虐待の早期発見と予防を目指し、民生委員やケアマネジャーに対して勉強会などを開催することで、虐待が疑わしいケースについて早期に相談があがってきやすい仕組みを作っていきます。
- 区役所と地域包括支援センター共催で、介護サービス事業所対象にエリアのネットワークを意識した高齢者虐待防止の研修を行っていきます。
- 区役所のケースワーカーと定期的にカンファレンスを開き、成年後見制度の活用が必要なケースや、虐待に関するケースの情報交換を継続的に行い、ケースに変化があったときには、即時対応できるように継続的なフォローを行います。
- 介護疲れのある介護者には、積極的に介護者の集い「ホッとティータイム」への参加を声掛けし、虐待にエスカレートしないよう支援を進めます。
- 高齢者虐待防止のエッセンスを取り入れた「認知症サポーター養成講座」を実施します。

認知症

- 認知症に関する正しい理解、認知症初期における相談の勧奨を図るための普及啓発を行うっていきます。
- 認知症普及啓発のために地域の中で「認知症サポーター養成講座」の開催に積極的に取り組みます。
- 認知症サポーターを認知症支援活動につなげていけるよう、フォローアップ講座を展開していきます。
- 認知症の方やその家族が住みやすいような地域づくりをめざし、磯子区徘徊高齢者あんしんネットワーク等の地域で認知症高齢者を支える仕組みづくりを目指します。
- 認知症の理解と地域で認知症の人を支えていく仕組みを作るため、地域に出向き様々な会議や事業等で普及啓発を行っていきます。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

- 介護予防プランの作成にあたっては、利用者ご本人やご家族のニーズを把握し、本人の意欲を引き出せるような、自立支援型のプランを目指します。
- 外部の居宅介護支援事業所へ委託したプランについても、ケアマネジャーと連携し、社会資源の情報提供や、自立支援型のプランができるような支援を行います。
- 自らも外部研修会などに参加し、より良いプラン作成に努めます。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ケアマネジャーと地域の民生委員の交流会等を実施し、相互に顔の見える関係づくりを進め要援護者への見守りの体制の充実化を目指します。
- 民生委員との連携を深めるため、研修を行っていきます。
- 民生委員や地域の福祉団体関係者の「要援護者の見守り」に対する興味・関心が高まるような啓発活動を進めていきます。
- ケアマネジャーと地域の民生委員の情報交換をよりスムーズにするための「民生委員・ケアマネジャー連絡票」を活用し、互いの情報共有の為に役立て、また地域包括支援センターとして、情報の中継役の役割を担っていきます。
- 個別の対応については、民生委員や地域の役員だけでなく、さまざまな機関と連携しながら地域の福祉力の向上を目指します。
- 地域の支え合い会議に参加し、地域の課題共有を図っていきます。

医療・介護の連携推進支援

- ケアマネジャーと医療機関とのネットワーク構築の為に、情報交換会等の機会を設けることを検討します。
- ケアプラザの協力医と連携し、ケアマネジャーに対する医療相談や研修会の開催を目指します。
- 退院調整の際には積極的にケアマネジャーと病院同行し、医療と介護の双方に対して情報の仲立ちを行います。
- 地域や関係機関と連携しながら、個別ケース会議の実施を進め、地域包括ケアシステムの推進に努めます。
- 今さら研修の中で、医療拠点「かけはし」と共催し、区内ケアマネジャーを対象にした講義や事例検討会を行います。
- エリア内の医療機関に包括の周知も兼ねて訪問し、認知症や困難ケースの情報などの共有をしていきます。

ケアマネジャー支援

- 地域のケアマネジャーに対して、相談の支援や担当者会議・カンファレンスの支援やスーパーバイズ等を積極的に行います。
- 隔月でエリアケアマネ連絡会を開催し、担当エリアのケアマネジャーのスキルアップを目指します。
- 困難ケースや緊急な対応を必要とするケースについても、区役所や関係諸機関と連携しながら、適切なケアマネジャー支援を行います。
- ケアマネジャーからの医療相談対応や医療機関への受診時の同行も積極的に行ってい

きます。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- 地域包括ケアシステムの充実に向けて、介護と医療の連携に重点を置き、保健医療福祉関係者を交えた多職種での個別ケース地域ケア会議を開催します。また、個別ケースから把握した地域課題を分析し、包括レベル地域ケア会議も開催します。
- 多職種、他機関とのエリア会議開催により、相互理解の促進、職種間の連携における課題や地域課題の明確化や共有化を図り、課題解決に向けて協働した事業展開へと繋げていきます。
- 各職種の業務や立場から地域の情報を日常的に共有していきます。
- 相談内容に応じながら、地域の様々な課題や状況を把握し、対応していくために医療機関や福祉・保健関係機関、地域団体とのネットワークの構築を図ります。

介護予防事業

介護予防事業

- 各地域で介護予防活動が継続できる人材の発掘、育成のための講座を開催し、介護予防活動をリードしていけるよう支援していきます。
- 地域の自治会・町内会の食事会・体操教室・老人会などで健康講座等を実施し、介護予防に関する啓発活動を行います。
- 既存の「元気づくりステーション」や地域のサークルなどに介護予防の視点を持った地域組織の育成支援を行います。

その他

その他

- 特別避難場所としての機能を果たすため、「特別避難場所開設・運営マニュアル」に則した要援護者受け入れの検証や整備を区や他機関と連携し取り組みます。